

スチュワードシップ・コードの実施状況にかかる自己評価(2018年3月~2018年9月)

原則	自己評価
<p>原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。</p>	<p>スチュワードシップ・コードに対する取組方針について、2018年3月に策定し、公表しました。今後は、社会の要請や外部環境の変化を考慮して、スチュワードシップ活動の高度化に向けて必要に応じて方針の見直しを行ってまいります。</p>
<p>原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。</p>	<p>従来から制定していた一般的な利益相反に関する社内規程に加えて、新たに利益相反管理方針を策定し、公表しました。本管理方針は、現時点で FoFs 投資のみを行っている当社の実態に照らし、特に重視すべき点に絞ってその管理手法を定めたものです。今後は、利益相反管理方針の役職員への徹底、コンプライアンス部署によるモニタリングを継続してまいります。</p>
<p>原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。</p> <p>原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。</p>	<p>投資先ファンドの運用会社のリサーチ体制等についてアンケートを実施し、投資先ファンドの運用会社のアナリストによる企業業績の把握状況や、その他責任投資の観点からの企業の評価の状況について、商品委員会において検証を行っています。</p>
<p>原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。</p>	<p>当社の議決権行使に関する考え方を議決権行使ガイドラインとして2018年3月に公表しました。投資先ファンドの運用会社の議決権行使状況については、本ガイドラインに従い、受益者の利益に適ったものとなっているか、定期的に確認しています。今後は、関連法制度・諸規則の変更等を考慮して、必要に応じてガイドラインの見直しを行ってまいります。</p>
<p>原則6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。</p>	<p>スチュワードシップ活動全般に関する取り組みについて、定期的にウェブサイトでご報告してまいります。</p>
<p>原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。</p>	<p>業務部において、投資先ファンドの運用会社各社のスチュワードシップ活動状況を十分に検証し、当社の活動に活かしてまいります。また、それらの情報を全社的に共有することにより、会社全体として責任ある投資家としての実力向上に取り組んでまいります。</p>